

令和 7 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 7 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) 午後 1 時

1. 場 所 箕面市役所本館 3 階委員会室

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	高 橋 太 朗 君
	委 員	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひ と み 君
	委 員	荒 木 友 博 君
	委 員	桑 野 啓 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長	久 下 和 宏 君
子 ど も 未 来 創 造 局 長	藪 本 正 博 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 部 長	今 中 美 穂 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 部 長	浅 井 文 彦 君
子 ど も 未 来 創 造 局 副 部 長	三 島 新 平 君
子 ど も 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監	高 取 貞 光 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	濱 口 悟 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	山 田 睦 美 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	山 根 貴 之 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長	渡 邊 弘 君
教 職 員 人 事 室 長	北 川 雅 崇 君

学 校 教 育 室 長
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長
中 央 図 書 館 長

新 井 邦 子 君
森 川 祥 充 君
多 々 摂 子 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事
教 育 政 策 室

原 田 親 典 君
山 田 麻 衣 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市教育委員会体罰等の非違行為に関するガイドライン策定の件
- 日程第 4 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 5 令和8年度（2026年度）使用箕面市立小学校及び中学校用教科用図書採択の件
- 日程第 6 箕面市立図書館休館の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

（午後1時開会）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和7年第7回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、酒井委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず初めに明日終業式を迎えます。長期の休業中になりますので、子どもたちには普段は、経験できないことをたくさん経験してほしいなというふうに思っています。一方で、暑さが厳しいので、そこは重々注意してほしいなというふうに思っています。教育委員会委員関係ですが、7月4日の社会を明るく運動統一活動では、皆さんも市内の各学校にご出務いただきましてありがとうございます。教育長報告ですが、7月4日に大阪府都市教育長協議会の7月定例会がホテルアウィーナで開催されました。ここでは令和8年度の大阪府教育予算、あるいは文部科学省予算に対する要望書について部門協議を行いました。本市につきましては指導部門の部会長ということで、いろいろと担当の教育長と協議したところです。また、毎回情報交換を輪番制でやっていますが、今回は豊能地区が当番で、箕面市が当たっておりますので、箕面市教育委員会のいろいろな取組についてご説明させていただいたところです。報道が先行していますので皆さんもうご存じのことと思いますが、このたび、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立したことを受けまして、7月14日に文部科学省から全国の教育長に説明がありました。か

いつまんで説明しますと、中央教育審議会の答申が出されましたが、その答申の中では、学校教育の質の向上をとおした全ての子どもたちへのよりよい教育の実現のために、1 学校における働き方改革の更なる加速化、2 学校の指導・運営体制の充実、3 教師の処遇改善、これらが一体的、総合的に推進されなければならないということで、学びの専門職としての働きやすさと働きがいの両立をめざしてほしいという答申がありました。その答申を受けまして、法律の概要ですが、1 点目の学校における働き方改革の更なる推進におきましては、全ての教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康福祉を確保するための措置をするための計画、これを業務量管理・健康確保措置実施計画とありますが、この計画の策定、公表、計画の実施状況の公表が義務付けされております。この計画に基づきまして、学校においてはいろいろな学校協議会の中で学校評価をすることになると思いますが、それがこの計画に適合するものにならないといけないということを義務付けるということです。2 点目の組織的な学校運営及び指導の促進ですが、これも報道で早くに出っていますが、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことをできるとにすることです。新たな職として主務教諭を置くことができます。イメージ的には、よくミドルリーダーと言いますが、学校の中のミドルリーダー的な役割が主務教諭の位置付けになるのかなというイメージです。3 点目が教員の処遇改善ですが、教職調整額の基準となる額を給料月額の 4% から段階的に 10% まで引き上げる、あるいは、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとするということです。これはイメージとしては学級担任への加算を想定されているということです。こういう法律が成立いたしましたして、スケジュール的に言いますと、文部科学省から先ほど言いました計画のひな形が 9 月頃に示されるということです。今年度中には市として計画を策定していかなければならないということになっております。7 月 14 日に教育長に報告がありましたので報告いたします。行事報告については記載のとおりですのでよろしくお願いいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問、ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： まず、日程第 3、議案第 57 号「箕面市教育委員会体罰等の非違行為に関するガイドライン策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

○子ども未来創造局教職員人事室長： 本件は、箕面市教育委員会体罰等の非違行為に関するガイドラインを策定するため、ご提案するものです。現在、箕面市教育委員会府費負担教職員に関する懲戒処分指針において、非違行為となる体罰における処分の標準例は示されています。しかし体罰等の定義や行為の分

類について、判断基準が曖昧であったため、今回、ガイドラインとして策定するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（荒木友博君）： ガイドラインの作成ありがとうございます。中身のことでないかもしれませんが、このガイドラインは学校外へ情報公開するものでしょうか。

○子ども未来創造局教職員人事室長： ホームページ上で公開できればというふうに考えております。

○委員（酒井康生君）： このガイドラインを現場にどう落とし込んでいくかが非常に大事だと思いますが、今のところどのような形で落とし込んでいくと考えているのか教えていただけますでしょうか。

○子ども未来創造局教職員人事室長： まず校長会を通じて説明させていただくとともに、学校にあります校務シェアボードなどを使って教員に周知していきたいというふうに考えております。

○教育長（藤迫稔君）： この間、協議会などでいろいろご意見をいただきながら作り上げてきたものです。私の中でずっと思っていたことですが、まず一つは、懲戒処分指針の中で「体罰になれば懲戒処分」となっています。体罰であれば服務上の措置にはならないという作りになっています。残念ながらこれまでも学校には周知を徹底していますが、事案が出てきたときには、まずそれが「体罰であるか、体罰でないか」ということをきっちりしないといけないということがあります。その前に文部科学省からの通知を少し読みますと、体罰について「教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。」、この判断をする場合に「その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。」ということになっています。そのため本来は体罰ではないかと思ったことでも、いろいろなことを総合的に判断すると、これは「体罰のカテゴリーではなく、違うカテゴリーになり、そのため懲戒処分ではなく、服務上の措置になる」ということになります。室長の説明の中で曖昧という言葉がありましたが、曖昧という意味ではなく、その都度一点一点、文部科学省の文書のように、我々は悩み、総合的に見てどうなのかということを判断して、懲戒処分に当たるあるいは服務上の処置に当たるということを議論していましたが、その議論している内容がまさに荒木委員のご質問にありましたが、学校に降りていませんでした。審査会の中でそういう議論はしますが、学校の中では明確に示していないということで、今回こういうガイドラインを作って学校に示すということになってい

ます。もう一つのこだわりは、見ていただいたら分かりますが、体罰ではないと位置付けている「不適切な行為」の一番初めに「不適切な指導」と書いています。ここにアスタリスクで「本来は体罰となる行為」とあえてつけているのは、学校の教職員に降ろしたときに、手をはたく、小突くなどが体罰ではないという認識に陥るのはやはり避けなければならないということで「基本的にはこれも体罰であるが、いろいろなことを総合的に勘案したら不適切な指導になるということである」ということをしっかりと落としつけていかないといけないと思い、ここにあえて書いています。そういうことですので、「これくらいであればよい」というのは1番恐れており、「これくらいは体罰ではないから懲戒処分されない」というわけではなく、ここに当たっていても先ほどの文部科学省のガイドラインのように総合的に判断したら駄目ということで、逆の判断をすることもありうるというふうに考えております。

○委員（桑野啓子君）： これまで何度か機会があったので、意見を申し上げてきました。室長がおっしゃったように校長会に降ろしてということですが、3月まで校長会におりまして、取りようが様々という曖昧な部分があったことを非常に気にしてまいりました。教育長がおっしゃったことに重ねてではないですけれども、やはり学校裁量でできることが増えてきたこの数年、取りようも様々というのが一番よくないと思っていたので、降ろされる際に、今教育長がおっしゃったような部分を特に重点的にお伝えいただきたいと思います。そこから校長が教職員に降ろす際に曖昧な部分を残さず、事案ごとに判断という言葉もありましたが、その判断がぶれたりすると非常に子どもたちにとってしんどいことになりますので、くれぐれもそのところはきっちりと「判断はこうである」というふうに明確に伝えていただきたいと思います。また、荒木委員がおっしゃいましたが、例えばいじめの定義は学校、市ホームページに載っていますので、保護者さんはよくそれをご覧になっており「このように謳われていますよね」という言葉を聞くことも多々あります。この体罰に関しても、そのようなことが生じた場合には速やかに保護者さんに家庭訪問をさせていただいて事情説明などはしますが、やはり公平に捉えていただくために、ホームページ上での公開も本当に必要なことだと考えているため、公開も考えているとおっしゃっていましたが、その流れでしていただけたらよいと考えています。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第57号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第4、議案第58号「箕面市教育・保育給付

施設等運営費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴う補助基準額の変更、また、同じく国が定める処遇改善等加算の改正に伴う区分の見直しのため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の改正をご提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 58 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 5、議案第 59 号「令和 8 年度（2026 年度）使用箕面市立小学校及び中学校用教科用図書採択の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長： 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定により、令和 8 年度使用小学校及び中学校用教科用図書に対して採択を行うため提案するものです。なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は 4 年間とすることが定められており、小学校用は令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間、中学校は令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間、同一の教科用図書を使用することとなるため、令和 8 年度においては、小中学校いずれも今年度と同一の教科用図書の採択を提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 59 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 6、議案第 60 号「箕面市立図書館休館の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。

○子ども未来創造局中央図書館長： 本件は、箕面市立図書館の図書館システムの更新及び端末など機器の入替え並びに西南図書館 ESCO 事業に係る工事施工に伴い、休館する必要があるため、箕面市立図書館管理運営規則第 4 条第 3 項に基づき、提案するものです。箕面市立西南図書館を除く箕面市立図書館を令

和 7 年 10 月 14 日から同月 23 日まで、箕面市立西南図書館を 10 月 14 日から 11 月 13 日まで休館とするものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 休館中は何かサービスを一部利用できるのでしょうか。例えば、返却ポストには入れることはできますよね。

○子ども未来創造局中央図書館長： 休館中は、年末年始同様に返却ポストはクローズにさせていただきます。ただ、休館中も電子図書館につきましては、一部の休止日を除き利用ができるということでございます。

○委員（荒木友博君）： 電子図書館が利用可能なのはありがたいなと思っております。休館することを利用して、電子図書館も幅広く周知できるように視野に入れたらよいと感じました。

○教育長（藤迫稔君）： いずれにしても休館の周知を丁寧にしないといけません。せっかく来たのに閉まっていたというようなことがないようにお願いしたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 60 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 7、報告第 46 号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第 2 項の規定によりご報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 46 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 8、報告第 47 号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、去る令和7年6月19日に開催された令和7年第6回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、報告第47号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　各委員から教育行政に係ることで、何かご意見などありますでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）　：　今朝のNHKのニュースでもやっていましたが、百日咳がかなり異常に流行っているということです。箕面市の学校、幼稚園、保育所の状況はいかがですか。

○子ども未来創造局学校教育監　：　百日咳ですが、小学校に関して言いますと、今週月曜日までに小学校1校で2人ほど感染者がいるということを聞いておりましたが、今はもう登校しているというふうに聞いております。中学校は0人と聞いております。

○子ども未来創造局担当副部長　：　公立の幼稚園、保育所にも確認をとりましたが、特段報告はないということで聞いております。

○教育長（藤迫稔君）　：　今日だけではなく、前から百日咳は非常に流行っているということですが、箕面市内は遅れているのか、いつか来るのかわかりませんが、現状はわかりました。

○教育長（藤迫稔君）　：　他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）　：　他に事務局から「その他、教育行政に係る報告など」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○教育長（藤迫稔君）　：　以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案4件、報告2件は、全て議了いたしました。

○教育長（藤迫稔君）　：　これをもちまして、令和7年第7回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時24分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）